

遠野市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

平成23年度～平成25年度

1 目的

この計画は、遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施のために必要な事業について定めるものである。

2 計画区域

遠野市全域

3 計画期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

4 ごみの排出量及び処理量の見込み

(1) ごみの排出量の見込み

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 口 推 計	30,330人	30,079人	29,791人
ご み 排 出 量	8,890 t	8,728 t	8,558 t
市民一人当たりの年間排出量	293kg	290kg	287kg
市民一人1日当たりの排出量	803 g	795 g	787 g

人口推計=岩手中部広域行政組合の「ごみ量及び計画処理量の予測結果（遠野市）」の計画収集人口

(2) ごみの処理量の見込み

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
可 燃 ご み	6,995 t	6,839 t	6,675 t
不 燃 ご み	426 t	422 t	418 t
粗 大 ご み	193 t	191 t	189 t
び ん 類	290 t	288 t	285 t
缶 類	77 t	76 t	75 t
段 ボ ー ル	157 t	156 t	155 t
紙 類	608 t	603 t	597 t
ペ ッ ト ボ ト ル	64 t	63 t	63 t
プラスチック製容器包装	80 t	90 t	100 t

(3) し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見込み

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
し 尿	17,049k1	16,908k1	16,746k1
浄 化 槽 汚 泥	2,653k1	2,631k1	2,606k1

- 5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
一般廃棄物の排出の抑制のため、次の方策を実施する。

(1) 毎年度実施する事業

ア 環境教育・啓発活動の充実

- ・環境学習会（出前講座）を開催し、市民や事業者にごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を啓発する。
- ・広報やケーブルテレビ等を活用し、市民や事業者にごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を周知する。
- ・遠野市産業まつり及び躍進みやもりまつりにおいて、来場者にごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を啓発する。
- ・清養園クリーンセンターの施設見学者にごみ処理の状況について情報を提供する。
- ・「遠野市ごみの正しい分け方・出し方」及び「遠野市ごみ収集日程表」を全戸配布する。

イ 清養園クリーンセンターで処理できないごみの適正処理の周知

- ・清養園クリーンセンターで処理できないごみの処理の仕方を調査する。
- ・清養園クリーンセンターで処理できないごみの処理の仕方を「遠野市ごみの正しい分け方・出し方」に掲載して市民や事業者にも周知する。

ウ 遠野市公衆衛生組合連合会との連携事業

(ア) 資源集団回収活動の促進

自治会等の市民団体による資源集団回収の拡大を図る。

(イ) 生ごみ処理容器等購入助成制度の推進

生ごみ処理容器やごみ減量化物品等の購入助成制度の活用を推進する。

(ウ) マイバッグ持参の推進

繰り返し使用が可能なマイバッグの持参の普及を図る。

(エ) 不法投棄防止活動

- ・環境パトロールを実施し、不法投棄箇所の把握に努める。
- ・不法投棄防止看板や犬のフン害防止看板を設置する。

(オ) 環境美化推進事業

- ・ごみ集積所における違反ごみや地域における不法投棄物を回収・処分する。

(カ) ごみ集積所の実態調査

- ・ごみ集積所に配置したコンテナやネット袋等の管理状況を調査する。
- ・ごみ集積所毎にごみを排出している世帯数を調査する。

エ 戸別収集の検討

ごみ集積所へのごみの排出が困難な高齢者世帯等からのごみの収集方法について検討する。

(2) 平成23年度と平成24年度に実施する事業

ア 分別の区分の見直し

- ・プラスチック製容器包装の分別収集状況を検証する。

イ 遠野市公衆衛生組合連合会との連携事業

(ア) 護美箱クリーンアップ事業

ごみ集積所のごみ箱の補修に対し、補助金を交付する。

(3) 平成25年度に実施する事業

ア 分別の区分の見直し

- ・平成26年度から分別収集対象となるプラスチック製容器包装の追加品目について、行政区毎に説明会を開催し、周知する。
- ・平成26年度から分別収集対象となるプラスチック製容器包装の追加品目について、広報やケーブルテレビ等を活用し、市民や事業者に周知する。

イ 環境教育・啓発活動の充実

- ・「ごみ分別事典」を全戸配布する。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分（4種類13分別）

種類	分別の区分	摘要
もえるごみ		紙くず、布類、生ごみ、プラスチック・ゴム類など
もえないごみ		ガラス類、陶器類、金属類など
資源ごみ	紙類（新聞紙）	
	紙類（段ボール）	
	紙類（牛乳パック）	内側の白いものに限る
	紙類（その他雑紙）	
	缶類	飲料用に限る
	びん類（無色）	
	びん類（茶色）	ビールびんと一升びんは除く
	びん類（その他）	
	ペットボトル	飲料用に限る
プラスチック製容器包装	白色トレイ、果物パック、卵パック、豆腐パック、ペットボトルのキャップ・ラベルに限る	
粗大ごみ		可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、廃家電類

7 一般廃棄物の適正処理に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

ア 生活系一般廃棄物

生活系一般廃棄物の収集・運搬は、次のとおりとする。

分別の区分		排出方法	排出先	収集運搬	運搬先
もえるごみ		指定ごみ袋	集積所	委託業者による定期収集	清養園クリーンセンター
もえないごみ		コンテナ			
資源ごみ	紙類（新聞紙）	紙ひもで縛る			
	紙類（段ボール）				
	紙類（牛乳パック）				
	紙類（その他雑紙）				
	缶類	コンテナ			
	びん類（無色）				
	びん類（茶色）				
	びん類（その他）	コンテナ、ネット袋			
	ペットボトル				
	プラスチック製容器包装	ネット袋			
粗大ごみ					

イ 事業系一般廃棄物等

事業活動から発生するごみや家庭から一時的に大量に出たごみなどは、自ら清養園クリーンセンターに持ち込むか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者に収集・運搬を依頼すること。

ウ 死亡動物

土地（施設）管理者が清養園クリーンセンターに持ち込むこと。

エ し尿及び浄化槽汚泥

一般廃棄物処理業（収集・運搬）及び浄化槽清掃業許可業者に収集・運搬を依頼すること。

オ 清養園クリーンセンターで処理できないごみ

清養園クリーンセンターで処理できないごみは、次により排出し、適正に処理すること。

区 分		主 な ご み	引取先
産業廃棄物		廃プラスチック類、汚泥、廃油等	許可業者
資源有効利用促進法対象品目		デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ	メーカー
家電リサイクル法対象品目		テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	販売店
適 正 処 理 困 難 物	特別管理一般廃棄物	P C B使用部品、感染性廃棄物等	許可業者
	危険性を有するもの	農薬、薬品、バッテリー等	販売店
	引火性を有するもの	ガスボンベ、燃料タンク、塗料類、火薬等	取扱店
	在宅医療廃棄物	注射器や注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの、使い残して不要となった医薬品等	医療機関 調剤薬局
	その他	スプリング入りマットレス・ソファ、タイヤ、ホイール、消火器、草刈り機の刃、ボタン・ニッカド電池等	取扱店 許可業者

(2) 中間処理及び最終処分計画

清養園クリーンセンターに搬入された一般廃棄物は、次により処理する。

分別の区分		中間処理施設	処理方法	最終処分
もえるごみ		ごみ焼却施設	焼却	埋立(焼却灰・残渣)
もえないごみ		廃棄物再生利用施設	破碎・選別・資源化	埋立(破碎残渣)
資源ごみ	紙類(新聞紙)		資源化	—
	紙類(段ボール)			—
	紙類(牛乳パック)			—
	紙類(その他雑紙)			—
	缶類		破碎・選別・資源化	—
	びん類(無色)		資源化	—
	びん類(茶色)			—
	びん類(その他)			—
ペットボトル			民間施設(処理委託)	圧縮梱包・資源化
プラスチック製容器包装		民間施設(処理委託)	圧縮梱包・資源化	—
粗大ごみ		廃棄物再生利用施設	破碎・選別・資源化	埋立(破碎残渣)
し尿及び浄化槽汚泥		し尿処理施設	微生物処理	—

(3) 清養園クリーンセンターの概要

ア 遠野市清養園クリーンセンターごみ焼却施設

所在地	遠野市綾織町新里18-75-1
処理方式	流動床式
炉形式	准連続運転
炉数	1炉
処理能力	40t/日(16h)
稼働年月日	昭和63年4月1日

イ 遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設

所在地	遠野市綾織町新里18-84-6
破碎方式	堅型高速回転式破碎機
選別方式	磁選機、アルミ選別機、風力選別機、粒度選別機
処理能力	12t/日(5h)
選別の種類	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物
稼働年月日	平成12年11月1日

ウ 遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設ストックヤード

所在地	遠野市綾織町新里18-84-6
面積	423m ²
保管対象	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック製容器包装
稼働年月日	平成12年11月1日

エ 遠野市清養園クリーンセンター最終処分場

所在地	遠野市宮守町下宮守15-178-8
埋立面積	7,150m ²
埋立容量	37,600m ³
埋立物	焼却残渣、破碎ごみ・処理残渣
構造	准好気性埋立構造
遮水方式	二重シート、漏水検知システム
浸出水処理方式	生物学的脱窒素処理（接触ばっ気方式）
覆土施工	即日覆土
埋立容量	覆土含み11,673m ³ （平成21年度末現在）
残余容量	25,927m ³ （平成21年度末現在）
稼働年月日	平成14年4月1日

オ 遠野市清養園クリーンセンターし尿処理施設

所在地	遠野市綾織町下綾織32-30-1
処理方式	高付加脱窒素処理＋限外ろ過膜処理
処理能力	61kl/日（し尿59kl/日、浄化槽汚泥2kl/日）
稼働年月日	平成3年4月1日

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

岩手県が平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、中部ブロックに属する市町村で平成14年11月に「岩手中部広域行政組合」を設立した。

現在は、市町村合併により3市1町（遠野市、花巻市、北上市、西和賀町）の構成となっており、次の施設を整備して平成27年10月から構成市町のもえるごみの広域処理を行う計画となっている。

(1) ごみ焼却施設

建設地	北上市和賀町後藤3地割内
敷地面積	115,687㎡
配置施設	ごみ焼却施設（熱回収施設）工場棟、管理棟、計量棟、洗車棟、溶融スラグストックヤード、雨水調整池、駐車場等
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域から発生する可燃ごみ ・不燃・粗大ごみ処理施設からの選別可燃物 ・し尿処理施設から排出されるし尿し渣
処理方式	「ストーカ+灰溶融方式」or「ストーカ+セメント資源化方式」or「ガス化溶融（シャフト炉式）」or「ガス化溶融（流動床式）」のいずれかの方式
炉形式	24時間連続運転
炉数	2炉又は3炉
処理能力	213t/日(24h)
建設費	113～161億円程度（処理方式・炉数により異なる）
維持管理費	年間5～9億円程度（処理方式・炉数により異なる）

(2) 遠野地区中継施設

建設地	遠野市綾織町新里18地割内（遠野市清養園クリーンセンター敷地内）
配置施設	中継施設工場棟、中継運搬車用車庫、計量機等
処理対象	遠野市内から発生する可燃ごみ
処理能力	30t/日
建設費	8億8千万円程度
維持管理費	年間1億5百万円程度

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

○一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

区 分	業 者 名	住 所
ごみ	(有)遠野地区清掃社	遠野市綾織町新里 1 8 - 6 9 - 3
ごみ	(有)遠野環境企画	遠野市青笹町糠前 5 - 3 5 - 1
ごみ	(有)遠野地方運送	遠野市青笹町青笹 1 4 - 9 1
ごみ	丸和運送(有)	遠野市宮守町達曾部 4 - 4 3
し尿及び浄化槽汚泥	(有)遠野衛生社	遠野市上組町 3 - 1 0
し尿及び浄化槽汚泥	(有)奥寺衛生社	遠野市松崎町白岩 1 7 - 5 1 - 4
し尿及び浄化槽汚泥	菅原茂	遠野市宮守町上鱒沢 1 8 - 2 7